

静岡県告示第787号

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項の規定により、次のものを静岡県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年12月2日

静岡県知事 川勝平太

- 1 種 別 有形文化財（絵画）
名 称 日本風景＜徳川慶喜筆／油絵 絹＞
員 数 1面
所 在 地 静岡市駿河区根古屋390
所 有 者 宗教法人 久能山東照宮
- 2 種 別 有形文化財（絵画）
名 称 西洋風景＜徳川慶喜筆／油絵 麻布＞
員 数 1面
所 在 地 静岡市駿河区根古屋390
所 有 者 宗教法人 久能山東照宮
- 3 種 別 有形文化財（考古資料）
名 称 東平第1号墳出土遺物一括
員 数 一括
所 在 地 富士市伝法66-2（富士市立博物館）
所 有 者 富士市